

兵庫県立人と自然の博物館研究倫理委員会規程

(設置)

第1条 兵庫県立人と自然の博物館(以下「本館」という。)に、本館における研究上の不正の防止を図るため、研究倫理委員会(以下「倫理委員会」という。)を置く。

(倫理委員会の任務)

第2条 倫理委員会は、兵庫県立人と自然の博物館研究倫理指針(以下「指針」という。)の趣旨に則り、次に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 指針の運用及び規定の解釈に関すること
- (2) 人を対象とする研究等に係る計画等の審査を行うこと
- (3) 野生動物の捕獲や動物福祉に係る研究計画等の審査を行うこと
- (4) 研究上の不正が生じた場合の予備調査、審理及び判定並びに裁定
- (5) その他研究上の不正の防止を図るために必要な活動
- (6) 前4号の予備調査の結果を受けて、館長から本調査の実施について指示があった場合、倫理委員長が調査委員長並びに調査委員会を設置すること

2 前項第2号、3号に規定する審査等に関しては、別に定める。

(倫理委員会の組織)

第3条 倫理委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

なお、予備調査を行う場合には、構成員は告発者及び被告発者と直接の利害関係にならない者であることとする。

- (1) 副館長(在職の場合)
- (2) 研究系次長
- (3) 事務系次長
- (4) 館長補佐兼総務課長
- (5) 各研究部長
- (6) 委員長が必要と認める館外の専門家若干名
- (7) その他倫理委員会が必要と認めた者

2 前項第6号及び第7号の委員は、委員長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度、補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 倫理委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。ただし、当該委員が在職しない場合には、第3条第1項第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、倫理委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(定足数)

第6条 倫理委員会は委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

第7条 倫理委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 倫理委員会の庶務は、関係各課の協力を得て、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、倫理委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年6月9日から施行する。

平成29年6月改正

令和3年6月25日改正